

●定款施行細則の改正について

※過日開催されました理事会(6月29日)、評議員会・社員総会(10月15日)の承認を得て、定款施行細則が下記の通り改正されました。

定款施行細則 第1章 評議員

【第3条 第3項】評議員が具備すべき資格条件について

改正前	改正後
最近3年間に救急医学に関連する十分な実績があること。ただし、新規申請者については、最近5年間の業績を必要とする。	最近2年間に救急医学に関連する十分な実績があること。ただし、新規申請者については、最近5年間の業績を必要とする。

【第4条】評議員選出の公告時期について

改正前	改正後
代表理事は、評議員の選出が行われる年の前年の10月末日までに、次の各項を含む公告を学会の機関誌などに掲載するものとする。	代表理事は、評議員の選出が行われる年の1月末日までに、次の各項を含む公告を学会の機関誌などに掲載するものとする。

➤改正された細則は、定款(<http://www.jaam.jp/html/listofnames/teikan.htm>)に掲載されています。